

発注基準の主な改正内容について

(令和5年6月)

1 建設工事等

(1) 建築電気設備の技術者資格要件の緩和

発注金額 1000 万円以上の国家資格者は電気工事施工管理技士（大臣認定者も含む）に限ることとしていたところ、当該金額要件を 2500 万円以上に緩和する。

(2) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。

2 測量調査等設計業務

※改正なし